明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特別会計に関する法律施行令第十六条第一項第四号の規定に基づく農業再保険事業等の再保険金等の概算払の額の限度に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一）　一

〔告　示〕

○農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**六）　二

○日本国に帰化を許可する件
（**法務**一〇）

○保安林の指定をする件
（**農林水産**一二三）

○保安林の指定施業要件を変更する件
（**同**一二四～一三〇）　三

○地すべり防止区域を追加指定する件
（**同**一三一）

○地すべり防止区域を指定する件
（**同**一三二、一三三）

○道路に関する件（**関東地方整備局**七）　五

○特定抗争指定暴力団等に係る警戒区域を変更する件（**兵庫県公安委**一三）　六

〔国会事項〕

公正取引委員会　法務省　最高裁判所　六

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

公聴会　八

公聴会開催に関する公示（運輸審議会）

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁
財団、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他　二九

省令

○農林水産省令第二号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第十六条第一項第四号の規定を実施するため、特別会計に関する法律施行令第十六条第一項第四号の規定に基づく農業再保険事業等の再保険金等の概算払の額の限度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月二十六日

農林水産大臣　野村　哲郎

特別会計に関する法律施行令第十六条第一項第四号の規定に基づく農業再保険事業等の再保険金等の概算払の額の限度に関する省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第十六条第一項第四号の規定に基づく農業再保険事業等の再保険金等の概算払の額の限度に関する省令（平成三十年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農業経営収入保険に係る限度額） **第六条**　農業経営収入保険についての全国連合会（法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）に対する再保険金の概算払の額は、再保険期間（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第四十二条に規定する再保険期間をいう。）ごとに、全国連合会に支払うべき再保険金の見込額の範囲内とする。	（農業経営収入保険に係る限度額） **第六条**　農業経営収入保険についての全国連合会（法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）に対する再保険金の概算払の額は、再保険期間（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号。以下「令」という。）第四十二条に規定する再保険期間をいう。）ごとに、概算払をする時において全国連合会が既に支払った保険金の合計額の百分の九十五に相当する金額の範囲内とする。ただし、当該金額が全国連合会に支払うべき再保険金の見込額の三分の二に相当する金額を超えるときは、当該見込額の三分の二に相当する金額の範囲内とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。